令和６年度

紀 美 野 町 予 算 書

一　般　会　計
特　別　会　計
公 営 企 業 会 計

和歌山県海草郡紀美野町

目　　次

令和６年度紀美野町一般会計予算 …… 1

令和６年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算 …… 9

令和６年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算 …… 13

令和６年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算 …… 17

令和６年度紀美野町介護保険事業特別会計予算 …… 21

令和６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算 …… 25

令和６年度紀美野町農業集落排水事業会計予算 …… 29

令和６年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算 …… 33

令和６年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算 …… 37

令和６年度

紀美野町一般会計予算

和歌山県海草郡紀美野町

議案第３３号

令和６年度紀美野町一般会計予算

令和６年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０，３５８，２００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和６年２月２７日提出

紀美野町長　　小 川　　裕 康

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1　町税		696,756
	1　町民税	249,499
	2　固定資産税	369,467
	3　軽自動車税	41,790
	4　市町村たばこ税	36,000
2　地方譲与税		98,020
	1　地方揮発油譲与税	16,000
	2　自動車重量譲与税	45,000
	3　森林環境譲与税	37,020
3　利子割交付金		300
	1　利子割交付金	300
4　配当割交付金		3,000
	1　配当割交付金	3,000
5　株式等譲渡所得割交付金		2,000
	1　株式等譲渡所得割交付金	2,000
6　法人事業税交付金		11,622
	1　法人事業税交付金	11,622
7　地方消費税交付金		180,000
	1　地方消費税交付金	180,000
8　ゴルフ場利用税交付金		30,000
	1　ゴルフ場利用税交付金	30,000
9　環境性能割交付金		11,180
	1　環境性能割交付金	11,180
10　地方特例交付金		30,415
	1　地方特例交付金	29,415
	2　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補	1,000

（単位：千円）

款	項	金額
10 地方特例交付金	塡特別交付金	
11 地方交付税		3,900,000
	1 地方交付税	3,900,000
12 交通安全対策特別交付金		656
	1 交通安全対策特別交付金	656
13 分担金及び負担金		7,824
	1 分担金	1,350
	2 負担金	6,474
14 使用料及び手数料		131,266
	1 使用料	43,894
	2 手数料	87,372
15 国庫支出金		1,135,854
	1 国庫負担金	308,265
	2 国庫補助金	824,548
	3 国庫委託金	3,041
16 県支出金		314,805
	1 県負担金	180,178
	2 県補助金	120,855
	3 県委託金	13,772
17 財産収入		13,960
	1 財産運用収入	13,958
	2 財産売払収入	2
18 寄附金		100,801
	1 寄附金	100,801
19 繰入金		1,604,928
	1 基金繰入金	1,604,928

（単位：千円）

款	項	金額
20 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
21 諸収入		51,713
	1 延滞金、加算金及び過料	300
	2 町預金利子	30
	3 雑入	48,983
	4 受託事業収入	2,160
	5 貸付金元利収入	240
22 町債		2,028,100
	1 町債	2,028,100
歳入合計		10,358,200

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 議会費		79,677
	1 議会費	79,677
2 総務費		895,139
	1 総務管理費	774,192
	2 徴税費	80,215
	3 戸籍住民基本台帳費	38,100
	4 選挙費	326
	5 統計調査費	2,020
	6 監査委員費	286
3 民生費		1,698,296
	1 社会福祉費	1,258,466
	2 児童福祉費	439,579
	3 災害救助費	251
4 衛生費		1,190,304
	1 保健衛生費	972,050
	2 清掃費	218,254
5 農林水産業費		417,964
	1 農業費	182,785
	2 林業費	110,320
	3 水産業費	3,000
	4 山村振興費	121,859
6 商工費		74,179
	1 商工費	74,179
7 土木費		1,238,389
	1 土木管理費	15,300
	2 道路橋りょう費	1,156,292

（単位：千円）

款	項	金額
7 土木費	3 住宅費	19,312
	4 公園費	1,452
	5 建設残土処理費	46,033
8 消防費		1,302,773
	1 消防費	1,302,773
9 教育費		2,043,858
	1 教育総務費	1,166,956
	2 小学校費	160,384
	3 中学校費	197,053
	4 社会教育費	170,701
	5 保健体育費	348,764
10 災害復旧費		131,045
	1 公共土木施設災害復旧費	90,020
	2 農林水産業施設災害復旧費	240
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	40,785
11 公債費		1,118,222
	1 公債費	1,118,222
12 諸支出金		158,354
	1 基金費	158,354
13 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		10,358,200

第２表　債務負担行為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
町道釜滝柴目線道路改良事業	令和7年度	625,400
町道真国宮津川線宮前橋災害復旧事業	令和7年度	35,000
スポーツ公園リニューアル事業	令和7年度	450,000
	令和8年度	450,000
	令和9年度	200,000

第３表　地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
（辺地対策事業債） 道路橋りょう整備事業	32,800	普通貸借 又は 証券発行	３．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
（過疎対策事業債） 総務管理事業 社会福祉事業 農業振興事業 商工振興事業 道路橋りょう整備事業 学校施設整備事業	934,300			
（一般単独事業債） 道路橋りょう整備事業 消防施設整備事業 学校施設整備事業 保健体育施設整備事業	1,008,900			
（災害復旧事業債） 過年補助災害復旧事業	39,100			
臨時財政対策債	13,000			
計	2,028,100			

令和６年度

紀美野町国民健康保険事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町

議案第３４号

令和６年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算

令和６年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，２３９，７４０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和６年２月２７日提出

紀美野町長　　小 川　　裕 康

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 国民健康保険税		199,261
	1 国民健康保険税	199,261
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 県支出金		920,901
	1 県補助金	920,901
4 財産収入		72
	1 財産運用収入	72
5 繰入金		116,334
	1 他会計繰入金	116,217
	2 基金繰入金	117
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		3,151
	1 延滞金、加算金及び過料	150
	2 雑入	3,001
歳入合計		1,239,740

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		28,425
	1 総務管理費	26,162
	2 徴税費	2,198
	3 運営協議会費	65
2 保険給付費		887,208
	1 療養諸費	766,148
	2 高額療養費	117,250
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	3,002
	5 葬祭費	750
	6 傷病手当金	48
3 国民健康保険事業納付金		278,945
	1 医療給付費分	192,317
	2 後期高齢者支援金等分	66,300
	3 介護納付金分	20,328
4 保健事業費		28,757
	1 保健事業費	13,969
	2 特定健康診査等事業費	14,788
5 基金積立金		72
	1 基金積立金	72
6 諸支出費		15,333
	1 償還金及び還付加算金	550
	2 繰出金	14,783
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
8 共同事業拠出金		0

（単位：千円）

款	項	金　額
8　共　同　事　業　拠　出　金	1　共　同　事　業　拠　出　金	0
歳　出	合　計	1,239,740

令和６年度

紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町

議案第３５号

令和６年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算

令和６年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９６，８４６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和６年２月２７日提出

紀美野町長　　小 川　　裕 康

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1　診療収入		36,054
	1　診療収入	36,054
2　分担金及び負担金		132
	1　負担金	132
3　使用料及び手数料		192
	1　手数料	192
4　県支出金		1,363
	1　県補助金	1,363
5　繰入金		58,777
	1　繰入金	58,777
6　繰越金		100
	1　繰越金	100
7　諸収入		228
	1　雑入	228
歳入	合計	96,846

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1　総務費		66,538
	1　施設管理費	66,538
2　医業費		29,308
	1　医業費	29,308
3　予備費		1,000
	1　予備費	1,000
歳出合計		96,846

令和６年度

紀美野町後期高齢者医療特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町

議案第３６号

令和６年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算

令和６年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４２４，３６０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和６年２月２７日提出

紀美野町長　　小 川　　裕 康

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1　保険料		140,606
	1　後期高齢者医療保険料	140,606
2　使用料及び手数料		4
	1　手数料	4
3　繰入金		267,167
	1　繰入金	267,167
4　繰越金		1,800
	1　繰越金	1,800
5　諸収入		14,783
	1　延滞金、加算金及び過料	2
	2　受託事業収入	14,481
	3　償還金及び還付加算金	300
歳入合計		424,360

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		17,727
	1 総務管理費	16,455
	2 徴収費	1,272
2 後期高齢者医療広域連合納付金		389,513
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	389,513
3 保健事業費		15,820
	1 保健事業費	15,820
4 諸支出金		300
	1 諸支出金	300
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		424,360

令和６年度

紀美野町介護保険事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町

議案第３７号

令和６年度紀美野町介護保険事業特別会計予算

令和６年度紀美野町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，７８３，０６３千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

（２）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和６年２月２７日提出

紀美野町長　　小 川　　裕 康

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1 介護保険料		271,098
	1 介護保険料	271,098
2 使用料及び手数料		4
	1 手数料	4
3 国庫支出金		488,184
	1 国庫負担金	299,057
	2 国庫補助金	189,127
4 支払基金交付金		462,146
	1 支払基金交付金	462,146
5 県支出金		255,647
	1 県負担金	248,044
	2 県補助金	7,603
6 財産収入		66
	1 財産運用収入	66
7 繰入金		294,605
	1 一般会計繰入金	276,715
	2 基金繰入金	17,890
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		11,312
	1 延滞金加算及び過料	11
	2 雑入	11,301
歳入	合計	1,783,063

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1 総務費		48,678
	1 総務管理費	35,381
	2 徴収費	1,208
	3 介護認定審査会費	12,089
2 保険給付費		1,683,392
	1 介護サービス等諸費	1,509,013
	2 介護予防サービス等諸費	60,497
	3 その他諸費	1,376
	4 高額介護サービス等諸費	40,813
	5 高額医療合算介護サービス等諸費	6,200
	6 特定入所者介護サービス等費	65,493
3 地域支援事業費		49,427
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	21,691
	2 一般介護予防事業費	6,468
	3 包括的支援事業・任意事業費	21,144
	4 その他諸費	124
4 基金積立金		66
	1 基金積立金	66
5 諸支出金		500
	1 諸支出金	500
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	1,783,063

令和６年度

紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算

和歌山県海草郡紀美野町

議案第３８号

令和６年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算

令和６年度紀美野町ののかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４４，４７５千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和６年２月２７日提出

紀美野町長　　小 川　　裕 康

第　1　表　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金額
1　使用料及び手数料		28,280
	1　使用料	28,280
2　繰入金		15,890
	1　他会計繰入金	15,890
3　繰越金		100
	1　繰越金	100
4　諸収入		205
	1　受託事業収入	99
	2　雑入	106
歳入合計		44,475

歳　出

（単位：千円）

款	項	金額
1　総務費		43,336
	1　施設管理費	43,336
2　公債費		139
	1　公債費	139
3　予備費		1,000
	1　予備費	1,000
歳出合計		44,475

令和６年度

紀美野町農業集落排水事業会計予算

和歌山県海草郡紀美野町

議案第３９号

令和６年度紀美野町農業集落排水事業会計予算

（総 則）

第１条　令和６年度紀美野町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）	接続戸数	206	戸
（２）	年間総排水量	51,000	㎥
（３）	一日平均排水量	140	㎥

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中公営企業会計相談及び支援業務に係る委託料1,100千円の財源に充てるため公営企業会計適用債　1,100　千円を借り入れる。

収　　入		
第１款　農業集落排水事業収益	30,554	千円
第１項　営業収益	8,410	千円
第２項　営業外収益	22,144	千円
支　　出		
第１款　農業集落排水事業費用	30,554	千円
第１項　営業費用	29,149	千円
第２項　営業外費用	444	千円
第３項　特別損失	661	千円
第４項　予備費	300	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額　4,010　千円は損益勘定留保資金 4,010　千円で補填するものとする）。

収　　入

第１款　資本的収入　　2,678　千円
　第１項　出資金　　2,328　千円
　第２項　負担金及び分担金　　350　千円

支　　出

第１款　資本的支出　　6,688　千円
　第１項　企業債償還金　　6,688　千円

（特例的収入及び支出）

第４条の２　地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ　800　千円及び　12,674　千円である。

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
（公営企業会計適用債） 農業集落排水事業	千円 1,100	普通貸借 又は 証券発行	３．０%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	1,100			

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、　1,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）　職員給与費　　7,956　千円

（他会計からの補助金）
第９条　農業集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、　15,866 千円である。

令和６年２月２７日提出

紀美野町長　　小 川　裕 康

令和６年度

紀美野町東部簡易水道事業会計予算

和歌山県海草郡紀美野町

議案第４０号

令和６年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算

（総 則）

第１条　令和６年度紀美野町東部簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）	給水栓数	2,590	栓
（２）	年間給水量	445,000	㎥
（３）	一日平均給水量	1,219	㎥
（４）	主要な建設改良事業		
	（イ）県道岩出野上線老朽管布設替工事	51,000	千円
	（ロ）神野市場仕切弁更新工事	6,300	千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、公営企業会計法適用支援業務に係る委託料2,695千円の財源に充てるため公営企業会計適用債 2,600 千円を借り入れる。

収　　入		
第１款　水道事業収益	219,906	千円
第１項　営業収益	88,093	千円
第２項　営業外収益	131,813	千円
支　　出		
第１款　水道事業費用	244,332	千円
第１項　営業費用	227,123	千円
第２項　営業外費用	11,163	千円
第３項　特別損失	5,046	千円
第４項　予備費	1,000	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　資本的収入	90,375　千円
第１項　企業債	52,900　千円
第２項　他会計出資金	37,475　千円

支　　出

第１款　資本的支出	90,375　千円
第１項　建設改良費	57,300　千円
第２項　企業債償還金	33,075　千円

（特例的収入及び支出）

第４条の２　地方公営企業法施行令第４条第４項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ9,387千円及び8,461千円である。

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
（公営企業債） 簡易水道事業	29,600	普通貸借 又は 証券発行	３．０%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
（過疎対策事業債） 過疎対策事業	23,300			
（公営企業会計適用債） 簡易水道事業	2,600			
計	55,500			

（一時借入金）
第６条　一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）　各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）　職員給与費　　45,081　千円

（他会計からの補助金）
第９条　児童手当、企業債利息及び経常経費の補助を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、51,598千円である。

（たな卸資産購入限度額）
第１０条　たな卸資産の購入限度額は、8,235千円と定める。

令和６年２月２７日提出

紀美野町長　　小 川　裕 康

令和６年度

紀美野町西部簡易水道事業会計予算

和歌山県海草郡紀美野町

議案第４１号

令和６年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算

（総 則）

第１条　令和６年度紀美野町西部簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）　給水栓数　2,520　栓

（２）　年間給水量　488,000　㎥

（３）　一日平均給水量　1,337　㎥

（４）　主要な建設改良事業

（イ）国道370号歩道整備事業に伴う配水管布設替工事　3,500　千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入		
第１款　水道事業収益	142,931	千円
第１項　営業収益	89,200	千円
第２項　営業外収益	53,731	千円
支　　出		
第１款　水道事業費用	214,397	千円
第１項　営業費用	183,837	千円
第２項　営業外費用	23,010	千円
第３項　特別損失	1,550	千円
第４項　予備費	6,000	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,705千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,705千円で補填するものとする）。

収　　入

第１款　資本的収入	3,500	千円
第１項　企業債	3,500	千円

支　　出

第１款　資本的支出	18,205	千円
第１項　建設改良費	3,500	千円
第２項　企業債償還金	14,705	千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
（公営企業債） 簡易水道事業	3,500	普通貸借 又は 証券発行	３．０%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	3,500			

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第８条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）　職員給与費　　24,091　千円

（他会計からの補助金）
第９条　児童手当、企業債利息の補助を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,732千円である。

（たな卸資産購入限度額）
第１０条　たな卸資産の購入限度額は、7,436千円と定める。

令和６年２月２７日提出

紀美野町長　　小 川　裕 康